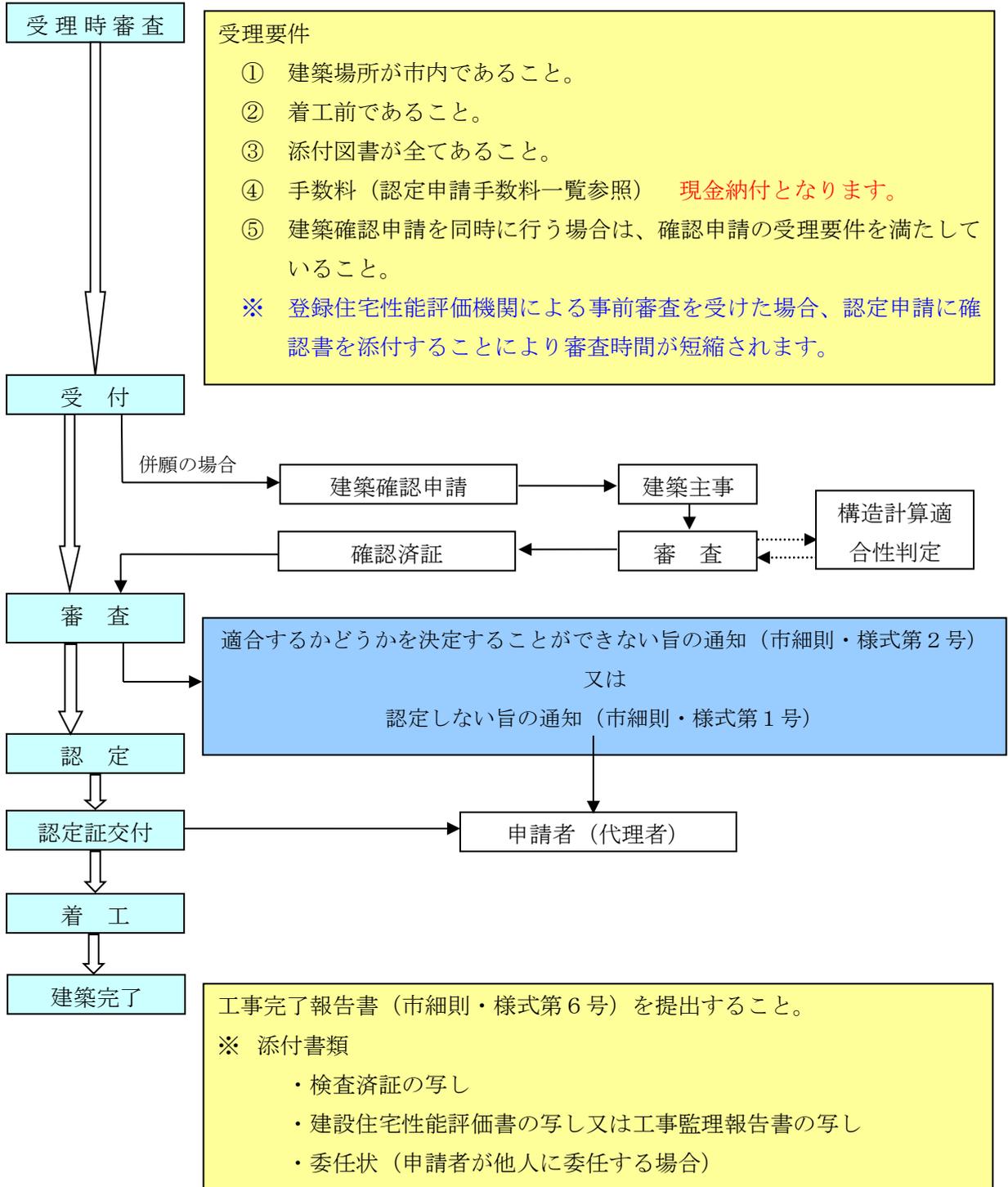


長期優良住宅建築等計画の認定事務フロー

令和4(2022)年2月14日

那須塩原市 建設部 建築指導課



軽微な変更は以下に該当するもの（規則第7条）

- 住宅の建築の着工予定時期又は完了予定時期の6か月以内の変更であるもの
- 分譲事業者のみが申請した場合（法第5条第3項に該当する場合）における認定計画にあっては、譲受人の決定の予定時期の6か月以内の変更であるもの
- 変更後の認定に係る建築等計画が認定基準に適合することが明らかな変更。
- 上記c)において、確認申請の申し出を併せて申請している場合には、建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更であるもの。